

新座市ふれあいネットワーク協議会規約

旧題名「新座市ふれあいネットワーク設置要綱」

(設置)

第1条 新座市ふれあいネットワーク協議会（以下「ネットワーク」という。）は子どもたちの「生きる力」の育成のために家庭、学校、地域が連携・協力し、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を図るために設置された各中学校区ふれあい地域連絡協議会（以下「協議会」という。）の連携と活性化を図ることを目的として設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 事業等の企画・立案及び効果的な実施方法の検討
- (2) 各協議会間の連絡・連携
- (3) 各協議会の活動の情報交換・提供・広報活動に関すること。

(組織)

第3条 ネットワークの委員は、各協議会の会長及び各協議会から選出された代表者をもって充てる。

(任期)

第4条 ネットワークの委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が終了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員)

第5条 ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、委員の互選による。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 監事は、ネットワークの会計を監査する。

(会議)

第6条 ネットワークの会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 関係機関の職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(事務処理)

第7条 ネットワークの事務局は、新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課内

におく。会計事務処理規程については別に定める。

2 会長は、必要に応じて教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課長（以下「生涯学習スポーツ課長」という。）に指導・助言をもとめることができる。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、委員の協議により別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用される。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用される。

附 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行し、平成25年4月1日から適用される。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から適用される。

附 則

この規約は、令和元年5月28日から施行し、平成31年4月1日から適用される。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から適用される。